

障害福祉サービス事業所等を運営する法人の代表者 様

盛岡市長 内 館 茂

**令和 7 年度福祉・介護職員等処遇改善加算の処遇改善計画書の届出について（通知）**

福祉・介護職員等処遇改善加算（以下、「処遇改善加算」という。）の算定に係る届出について、令和 7 年度に当該加算を算定する事業所は、下記により処遇改善計画書等を提出されるようお願いいたします。また、当該加算の算定要件等については、厚生労働省及びこども家庭庁からの通知（令和 7 年 3 月 7 日付け「福祉・介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和 7 年度分）」）を参照してください。

記

**1 計画書の提出期限**

処遇改善加算を令和 7 年 4 月または 5 月のサービス提供分から算定する場合

**令和 7 年 4 月 15 日（火）必着（※令和 7 年度当初の特例）**

（※上記以外の時期から処遇改善加算を算定開始する場合、当該加算を算定する月の前々月の末日までに提出すること。）

**2 提出書類**

**紙媒体により、各 1 部提出**

**(1) 事業所単位で作成するもの**

【者】（様式第 1 号）介護給付費算定に係る体制等に関する届出書

【者】（様式第 2 号）介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表

【児】（様式 1）障害児通所給付費算定に係る体制等に関する届出書

【児】（様式 1-2）障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表

※体制等状況一覧表は、該当サービスのみ印刷してください。

**(2) 法人単位で一括して作成するもの（※ただし、事業所単位で作成することも可。）**

- ・別紙様式 2-1（処遇改善加算 総括表）福祉・介護職員等処遇改善加算の処遇改善計画書
- ・別紙様式 2-2（処遇改善加算 個票）

注 1 各様式には自動判定のための数式が設定されているため、改変は行わないでください。

注 2 指定権者が異なる複数の障害福祉サービス事業所等を有する場合は、それぞれの指定権者へ届出する必要があります。

注 3 必要に応じてキャリアパス要件を満たす根拠資料の追加提出を求めることがあります。

注4 給付費算定に係る体制等に関する届出書において、令和6年度の加算区分と変更がない場合でも、変更前、変更後の加算区分を正確に記載してください。

注5 令和6年度の経過措置として設定されていた加算区分V（1～14）は廃止されたため、令和7年度は加算区分I～IVを選択してください。

### 3 提出方法

**窓口**に持参、または**郵送**

〒020-8530 盛岡市内丸12番2号（本庁舎5階） 盛岡市保健福祉部障がい福祉課 事業所係

### 4 留意事項

処遇改善加算の算定額以上の賃金改善が行われていない等、算定要件を満たさない場合や虚偽又は不正の手段により加算を受けた場合は、支給された処遇改善加算の一部若しくは全部を不正受給として返還させること又は処遇改善加算を取り消すこととなりますので、御留意ください。また、実績報告書及び根拠資料は5年間保存してください。（国通知では保存期間が2年間となっていますが、過誤申立期間を考慮し5年間保存してください。）

### 5 実績報告について

令和6年度の処遇改善計画に基づく実績報告については、改めて通知します。

**実績報告の提出期限は令和7年7月31日（木）の予定です。**

### 6 年度途中の変更について

既に提出した処遇改善計画書の内容について、年度途中で変更が生じる場合（法人の吸収合併、事業所の新規指定、廃止等による事業所の変更、加算区分の変更）においては、事前に市に協議願います。

### 7 その他

人材確保・職場環境改善等事業の補助金申請様式（別紙様式2-3・2-4）については、盛岡市には提出不要です。当該補助事業について、岩手県から別途指示される予定のため、補助金を申請する場合は、岩手県の指示に従って対応するようお願いいたします。

**【担当】** (R7.4～)

盛岡市保健福祉部障がい福祉課

事業所係 **【障害者担当】** 佐藤・舘澤・金子

**【障害児担当】** 齊藤・岩波

電話 019-613-8296（事業所係直通）